

盛岡市再犯防止推進計画（案）について意見を 募集します

令和3年2月

盛岡市

「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）」が制定され、都道府県及び市町村に対して、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されており、「盛岡市再犯防止推進計画」の策定を進めております。

法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が地域生活を送るうえでの困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、岩手県、民間団体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として「盛岡市再犯防止推進計画」を作成しましたので、次のとおり意見を募集します。

なお、計画（案）に関する資料は、盛岡市公式ホームページや、裏面に記載している市の施設に備え付けておりますので、ご覧の上、意見をお寄せください。

記

1 意見の募集期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）まで

2 応募方法

任意の用紙にお名前（又は法人・団体名）と住所、電話番号と意見を記入し、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

なお、電話での意見は受け付けません。

(1) 郵送の場合

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所保健福祉部地域福祉課あてにお送りください。

(2) ファクスの場合

019-653-2839（直通）あてにお送りください。

(3) 持参の場合

盛岡市役所本館5階地域福祉課へ直接お持ちください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時30分まで。ただし、最終日（3月5日）は17時まで。）

(4) 応募フォームの場合

盛岡市公式ホームページから応募できます。（SSL対応）

アドレスは、「<http://www.city.morioka.iwate.jp>」です。

3 提出期限

(1) 郵送の場合 3月5日（金）必着

(2) 持参、ファクスやホームページの場合 3月5日（金）まで受付

4 意見への回答

令和3年3月に情報公開室、市のホームページ等で公表する予定です。

なお、寄せられた意見に対する個別の回答は行いません。

また、意見は個人情報を除き、全て公開される可能性があるほか、同様の意見を集約

することがあります。

5 パブリックコメントの資料

配布する資料は、計画（案）になります。盛岡市公式ホームページや、下記に記載している市の施設に備え付けています。

6 計画（案）に関する資料

資料は次の施設に備え付けます。

- (1) 市役所 5 階の地域福祉課
- (2) 市役所 1 階の窓口案内
- (3) 市役所 6 階の情報公開室
- (4) 都南分庁舎 1 階の窓口案内
- (5) 玉山総合事務所 1 階のホール
- (6) 盛岡市保健所 1 階の受付
- (7) 若園分庁舎 1 階のホール
- (8) 肴町分庁舎 3 階の農政課
- (9) 青山支所，太田支所，築川支所および繋支所
- (10) 飯岡出張所，乙部出張所，巻堀出張所，玉山出張所および藪川出張所
- (11) 中央公民館，上田公民館，河南公民館，都南公民館，西部公民館および渋民公民館
- (12) 松園連絡所
- (13) マリオス 1 階の盛岡駅西口サービスセンター
- (14) 市立図書館，都南図書館および渋民図書館

【担当課・問い合わせ先】

郵便番号：020-8530 住所：盛岡市内丸12番2号

盛岡市保健福祉部地域福祉課

電話：019-626-7509 ファクス：019-653-2839

電子メール：tiikifukusi@city.morioka.iwate.jp

